

# 大学で創出される知的財産の保護と利活用について

研究支援・産官学連携センター 産官学連携部門

特任教授・弁理士 佐藤 剛

## 研究教育成果の保護と利活用を支援します!!

研究支援・産官学連携センターでは、本学で生まれた研究成果を知的財産として保護し、効率よく社会実装に導くお手伝いをしています。

研究成果が「発明」として保護されるためには、以下の3つの要件を満たさなければなりません。

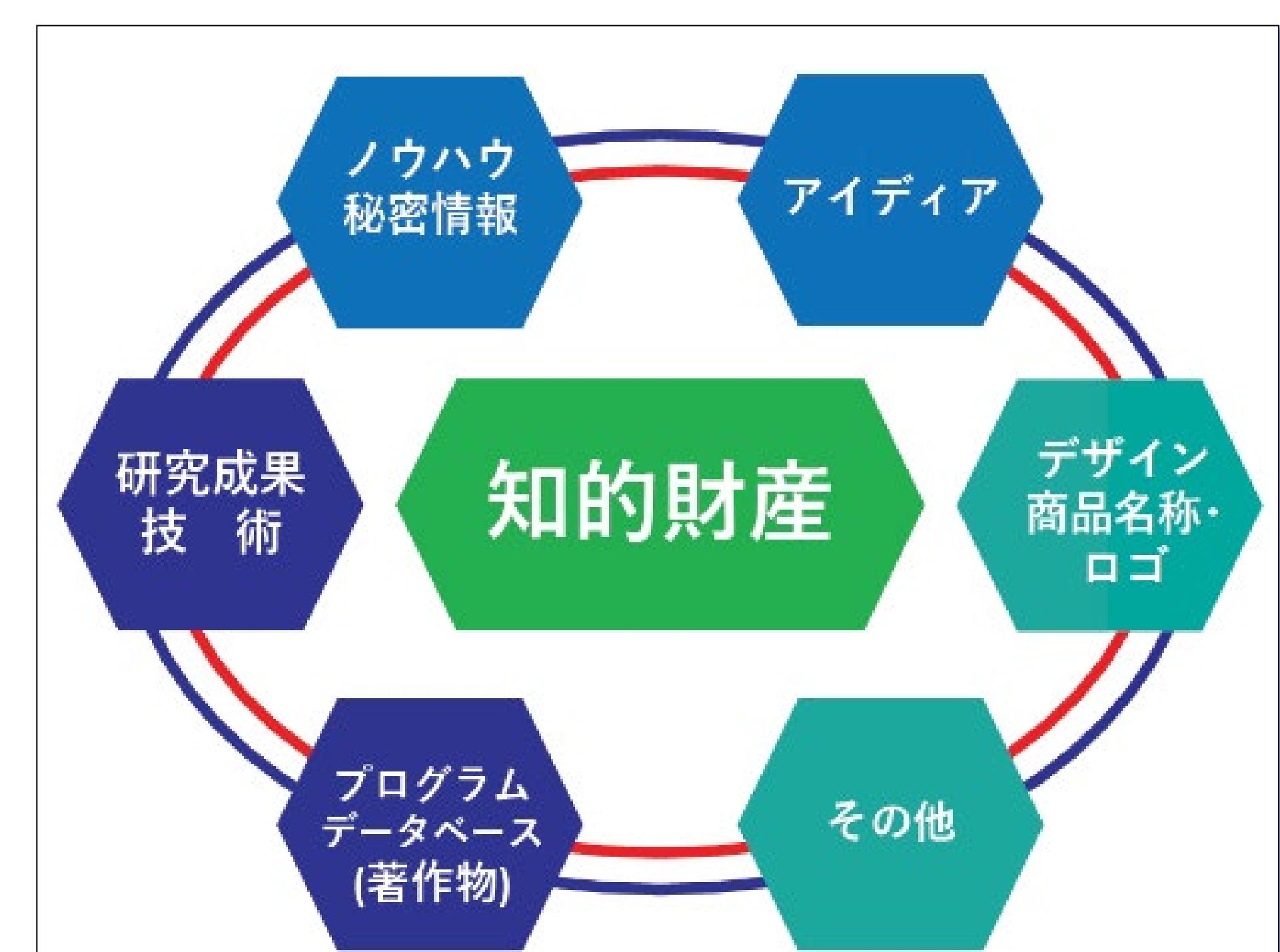
産業上の利用可能性

新規性

進歩性

近年、医工連携により、理工系の研究者にとっても、医学の知見がますます重要になっています。

医学分野における「産業上の利用可能性」について解説します。



### 産業上の利用可能性について

産業とは、狭義の工業のみに限定されず、製造業、鉱業、農業、漁業、運輸業、通信業等が含まれます。

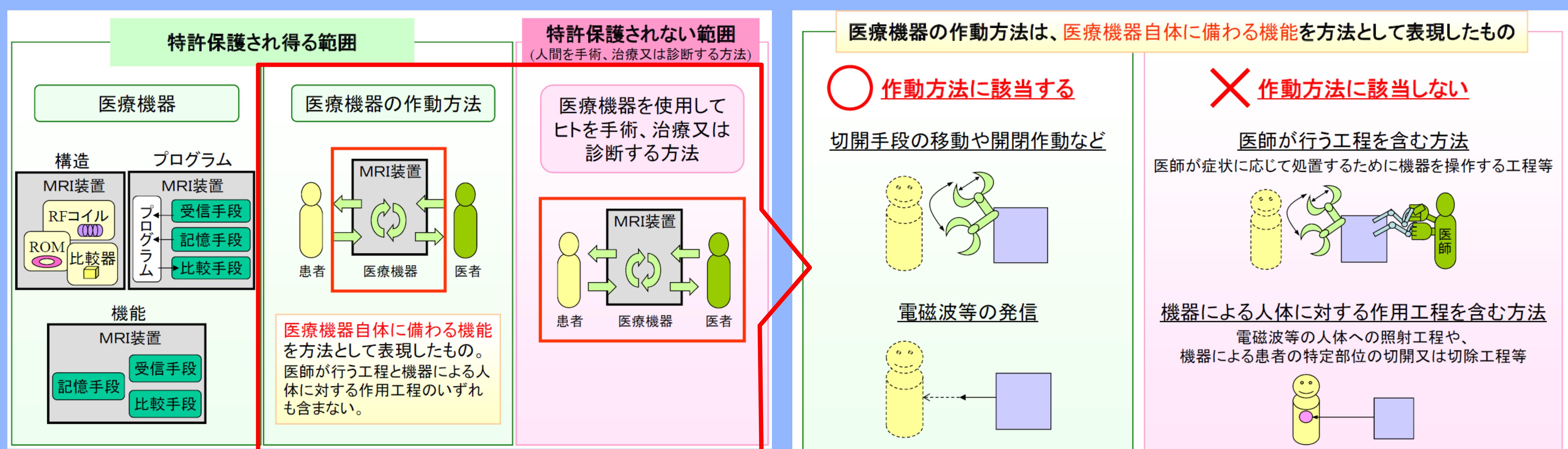
しかしながら、「医療行為」は、人道上の観点から、**産業上の利用可能性がない**と解釈され、**特許の保護対象から除外**されています。

医療機器であっても、医療行為が含まれると解釈される場合があるので、注意しなければなりません。

### 保護対象の比較 -日欧米-

医薬品	医療機器	診断方法	治療方法	手術方法	その他
医薬品 医薬品の 製造方法	測定装置 生物由来製品 の製造装置	人体から採取した 組織などの 検査方法 生体サンプル の検査方法 (生体内に戻さない ことを要件とする)	診断のための 中間結果のみを 得る方法 血圧測定方法 X線検査方法 NMR検査法	遺伝子治療方法 人工透析 DDS	術式 麻酔方法 避妊方法 分娩方法
日本	歐州	米国			

### 医療機器関連発明として保護される範囲



### 請求項の表現次第で特許保護の対象となり得るか、対象外となるかの差が生じる

#### ○ 特許保護の対象となり得る表現

マイクロ手術ロボット及びこれをマニピュレータで遠隔操作する装置からなるマイクロ手術ロボットシステムの作動方法であって、当該ロボットは先端部に光学観察手段及び切開手段、後端部に遠隔操作装置からの操作信号を受信する受信手段を有し、遠隔操作装置に設けられた送信手段がマニピュレータの操作信号を送信する工程、当該ロボットが遠隔操作装置からの操作信号を受信手段により受信する工程、該受信した信号に基づいて当該ロボットの切開手段が作動する工程の各工程からなる、マイクロ手術ロボットシステムの作動方法。

#### ✖ 特許保護の対象外となる表現

マイクロ手術ロボットを用いた患部の処置方法であって、当該ロボットは先端部に光学観察手段及び切開手段、後端部に体外の遠隔操作装置からの操作信号を受信する受信手段を有し、遠隔操作装置のモニターを見ながら患部を処置するためにマニピュレータを操作する工程、当該ロボットが遠隔操作装置からの操作信号を受信手段により受信する工程、受信した信号に基づいて切開手段により患者の患部を切開する工程の各工程からなる、マイクロ手術ロボットによる患部の処置方法。

出典：審査基準 第Ⅲ部 第1章 3. 2. 1 及び「ライフサイエンス分野の審査基準等について」 平成30年6月 特許庁 調査課 審査基準室

研究支援・産官学連携センター

E-mail: sato.takeshi@tokushima-u.ac.jp  
E-mail: rac-info@tokushima-u.ac.jp

Tel. 088-615-8429 (佐藤)  
Tel. 088-656-7592 (事務窓口)

研究支援・産官学連携センター

